改正する規則

第 三 T 三 百 九 月 + + Ŧī. 号 日

刊 (1)

増

次

目

掲

再

○福岡県職員の 給与に関する条例等の施行に関する規則の一 部を改正

する規則

人事委員会事務局給与公平課

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の 一部を改正す

○福岡県立少年自然の家 「玄海の家」 の利用等に関する規則の一部を 人事委員会事務局給与公平課)

教育庁社会教育課)

再 掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一 項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し

ここに公布する。 平成二十四年五月七日

福岡県人事委員会委員長

簑 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一 部を改正する規

則

岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則 (昭和) 三十 二年福岡県人事委員

会規則第十三号)の 一部を次のように改正する。

一条の二の次に次の一条を加える。

地域手当の支給地域及び支給割合

第十

成 十 四 年 Ŧî. 八 三項及び学校職員給与条例第十三条の二第三項の支給地域は、 条の三 県職員給与条例第十三条の

附

れらの規定の支給割合は、

百分の十二とする。

第 項

警察職員給与条例第十一

一条の

一第

東京都府中市とし、

この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行

関する規則の規定は、 福岡県公告式条例 (昭和 平成二十四年四月 干 五年福岡県条例第四十六号) 日から適用する。 第五条第一 項において準用

する同条例第二条第 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、 一項ただし書の規定により掲示したものを、 ここに再掲する。

ここに公布する。

平成二十四年五月七日

|岡県人事委員会委員長 簑 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十号

則第十八号) 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の 0) 部を次のように改正する (平成十三年福岡県人事委員会規 部を改正する規則

別表第一中

毎週火金曜日 定期発行日

般財団法人 般社団法人又は 公益社団法人福岡県雇用対策協会 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター 公益財団法人福岡県水源の森基金 公益財団法人福岡県人権啓発情報センター 公益財団法人特定鉱害復旧事業センター

公益財団法人福岡県地域福祉財団 財団法人アクロス福岡

財団法人飯塚研究開発機構

財団法人救急振興財団

財団法人北九州産業学術推進機構 財団法人医療・介護・教育研究財団

財団法人九州大学学術研究都市推進機構

財団法人自治体国際化協会 財団法人自治体衛星通信機構

財団法人地域総合整備財団 財団法人地域活性化センター 財団法人ダム技術センター

財団法人福岡県教職員互助会 財団法人福岡県教育文化奨学財団 財団法人福岡県環境保全公社 財団法人地方自治情報センター 財団法人地域創造

財団法人福岡県国際交流センター 財団法人福岡県建築住宅センター 財団法人福岡県建設技術情報センター

財団法人福岡県下水道公社

財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 財団法人福岡県栽培漁業公社

財団法人福岡県市町村振興協会 財団法人福岡県産炭地域振興センター

財団法人福岡県女性財団

財団法人福岡県スポーツ振興公社

財団法人福岡県体育協会 財団法人福岡県動物愛護センター 財団法人福岡県中小企業振興センター

社団法人地方税電子化協議会 社団法人遠賀中間医師会 社団法人甘木朝倉医師会 **杜団法人福岡県私学教育振興会**

を

般財団法人 般社団法人又は一 公益社団法人福岡県雇用対策協会 般財団法人福岡県建築住宅センター 般社団法人地方税電子化協議会

公益財団法人特定鉱害復旧事業センター 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター 公益財団法人北九州産業学術推進機構 公益財団法人飯塚研究開発機構 公益財団法人アクロス福岡

公益財団法人福岡県地域福祉財団 公益財団法人福岡県体育協会 公益財団法人福岡県水源の森基金 公益財団法人福岡県人権啓発情報センター

公益財団法人福岡県女性財団

財団法人自治体国際化協会 財団法人九州大学学術研究都市推進機構 財団法人自治体衛星通信機構

財団法人医療・介護・教育研究財団

財団法人救急振興財団

財団法人福岡県環境保全公社 財団法人地域創造 財団法人地域総合整備財団 財団法人地方自治情報センタ

財団法人地域活性化センター

財団法人ダム技術センター

財団法人福岡県教職員互助会 財団法人福岡県建設技術情報センター 財団法人福岡県下水道公社

財団法人福岡県教育文化奨学財団

財団法人福岡県栽培漁業公社 財団法人福岡県国際交流センター

財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

財団法人福岡県スポーツ振興公社 財団法人福岡県市町村振興協会 財団法人福岡県産炭地域振興センター

財団法人福岡県中小企業振興センター 社団法人甘木朝倉医師会 財団法人福岡県動物愛護センター

社団法人福岡県私学教育振興会 社団法人遠賀中間医師会

13

改める。

附則

関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に

定し、ここに公布する。福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

福

福岡県教育委員会

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の一部を改正す福岡県教育委員会規則第四号

る規則

平成二十四年四月二十七日

委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則(昭和四十九年福岡県教育

第二条を次のように改める。

(休所日)

年末年始(十二月二十八日から翌年一月四日まで)とする。する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日)である場合を除く。)及び第二条 玄海の家の休所日は、毎週月曜日(ただし、その日が休日(国民の祝日に関

附則

この規則は、平成二十四年四月二十七日から施行する。